

# 歓声が聞こえる

——安全で楽しく遊べる公園で——



市内の公園や児童遊び場などの数は、現在三百二カ所。遊具の数は、ブランコ、スベリ台など千三十基あります。

一般的に公園は完成したときが赤ちゃんで、年々成長していくと言われています。しかしこれは樹木など植物の場合で、遊具などは逆に、年々古くなり、壊われていきます。

市は、入山瀬の児童遊び場で四月に起きた不幸な事故を契機に、七月五日、県内で初めての「公園施設維持管理方針」をつくりました。今回は、子供たちの歓声が聞こえる公園の維持管理を目指した、この「方針」の概要についてお知らせします。

## 公園施設維持管理方針の主なこと

### 公園の維持管理責任の区分は

- 一、市で管理している公園や児童遊び場など（二百十五カ所）：市の責任で
- 二、町内で行ったり、管理している児童遊び場（八十七カ所）：町内会の責任で

### 対象となる施設は

- 一、ぶらんこやすべり台など、遊ぶための施設
- 二、ベンチや休憩所など、休むための施設
- 三、階段やトイレ、樹木など、維持管理を必要とする施設

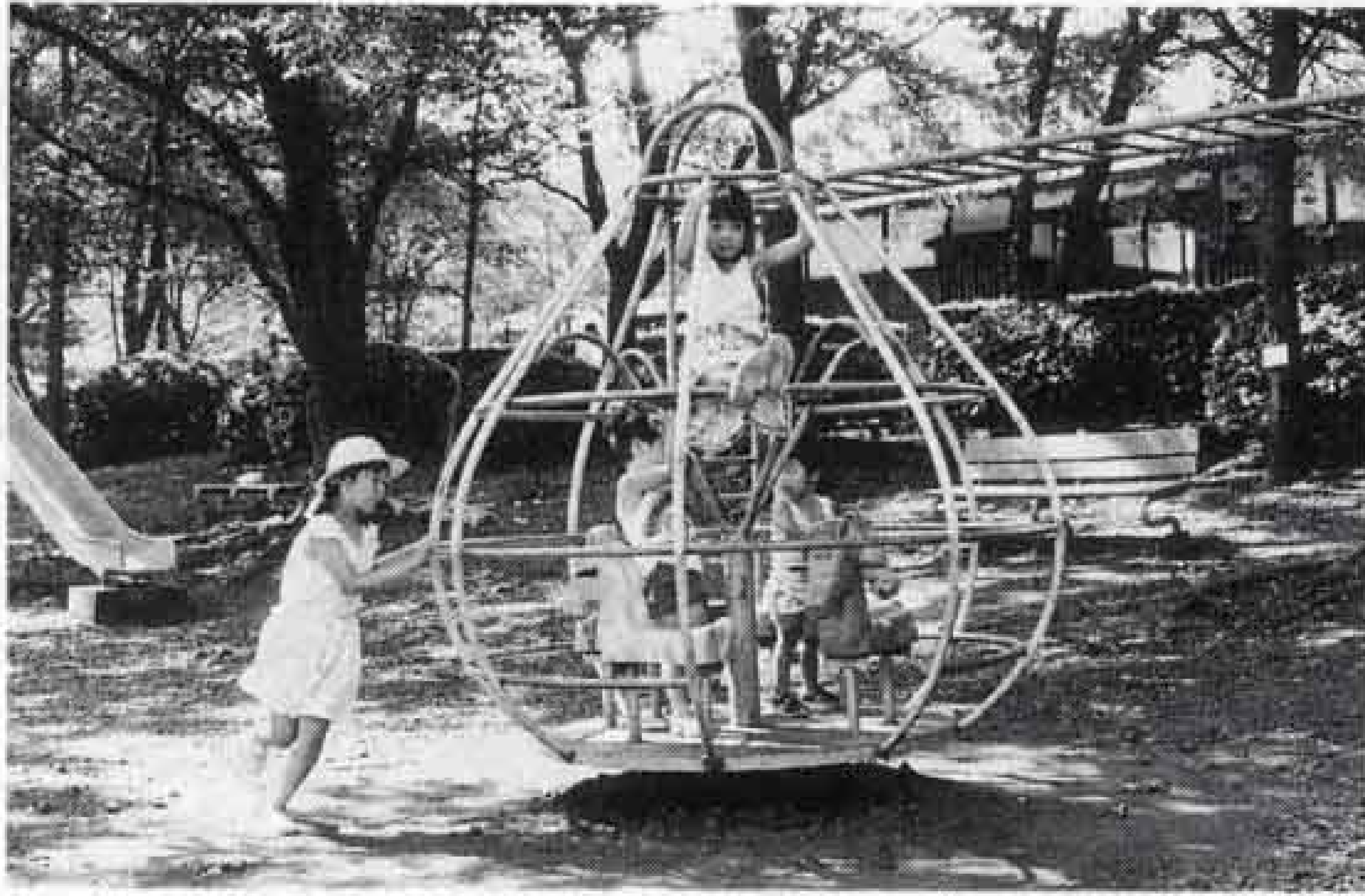
### 点検の内容と時期は

- 一、基本検査（四月）  
鉄棒、すべり台など遊具の腐り、さび、破損、すり減り具合などを、目とハンマーでたたいた音で確認します。検査は、自治会管理、市管理とも自治会代表者、みどりの課・公民館職員、修理業者が立ち合い、それぞれの管理者が中心となって進めます。
- 二、定期保守点検（七月と十二月）  
遊具などのボルトやナットの締めつけ、給油、部品交換などを行います。点検は、修理業者を除き、基本検査と同じ体制です。
- 三、臨時保守点検（必要のあるとき）  
自然災害などで、遊具等が壊われた可能性があるときに行います。
- 四、見回り点検（不定期）  
基本検査などを行わない月に公園を巡回し、遊具などをチェックします。

### 応急措置と修理

- 一、検査などで危険と判断したときは、使用禁止の札をつけ、使えないようにします。
- 二、修理はできるだけ早くし、簡単なものを除き、自治会管理の場合も経費は市が負担します。

# 子供たちの



入山瀬の児童遊び場で、回転塔が根元から折れて不幸な事故が起きたのが四月二十五日。翌日、市管理の都市公園など二百十五公園を職員が点検し、危険と思われる遊具等を使用禁止にしました。また、自治会で管理する児童遊び場についても、四月二十七日から三十日の間に遊具等の緊急点検を実施。危険と思われる遊具を使用禁止としました。

四月二十七日と二十八日には、みどりの課の専門職員が再度、市で管理する公園を点検。また、五月二十日から五日間、自治会で管理する児童遊び場八十七カ所を、自治会代表者、みどりの課・公民

## すべての遊具の

### 点検修理を完了

館職員、修理業者と一緒に点検しました。

二度にわたる点検の結果、市管理の遊具等で使用禁止が十三施設、要修理が六十施設ありました。また自治会管理では使用禁止が四十一、要修理が八十八施設となりました。

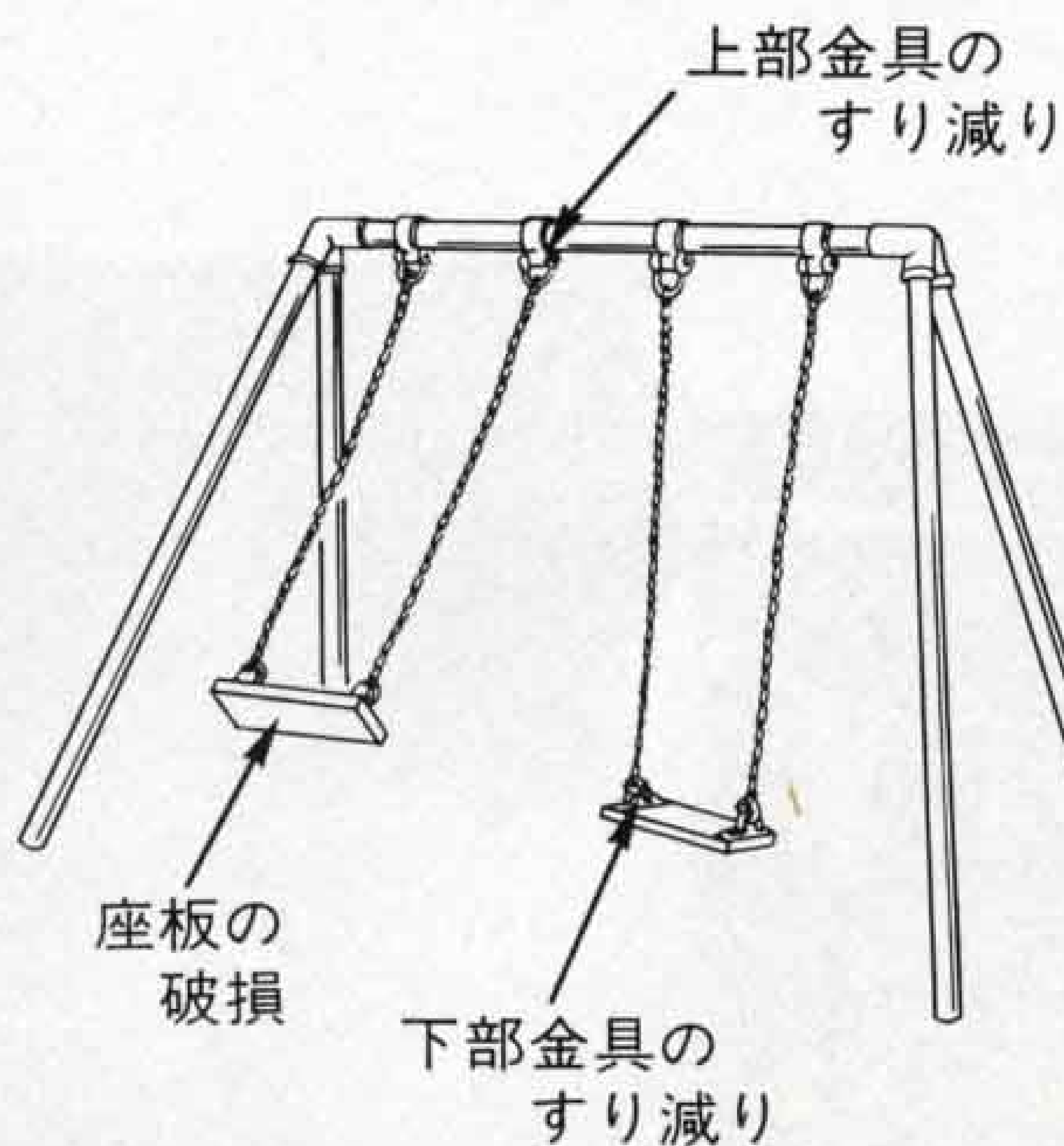
これらの施設は、七月二十日までに撤去・修理を完了しましたが、市の施設では港公園で四施設を撤去するなど塩害も目立ちました。自治会管理では、昭和三十年代につくられた遊び場も多く、遊具の老朽化が目立ちました。

遊具が少なくなり、がっかりした子供たちの顔が目に見えます。市は子供たちの歓声が聞こえる公園を目指して、町内管理を含め安全ブランコなどの遊具を来年三月までに補充します。お楽しみに。

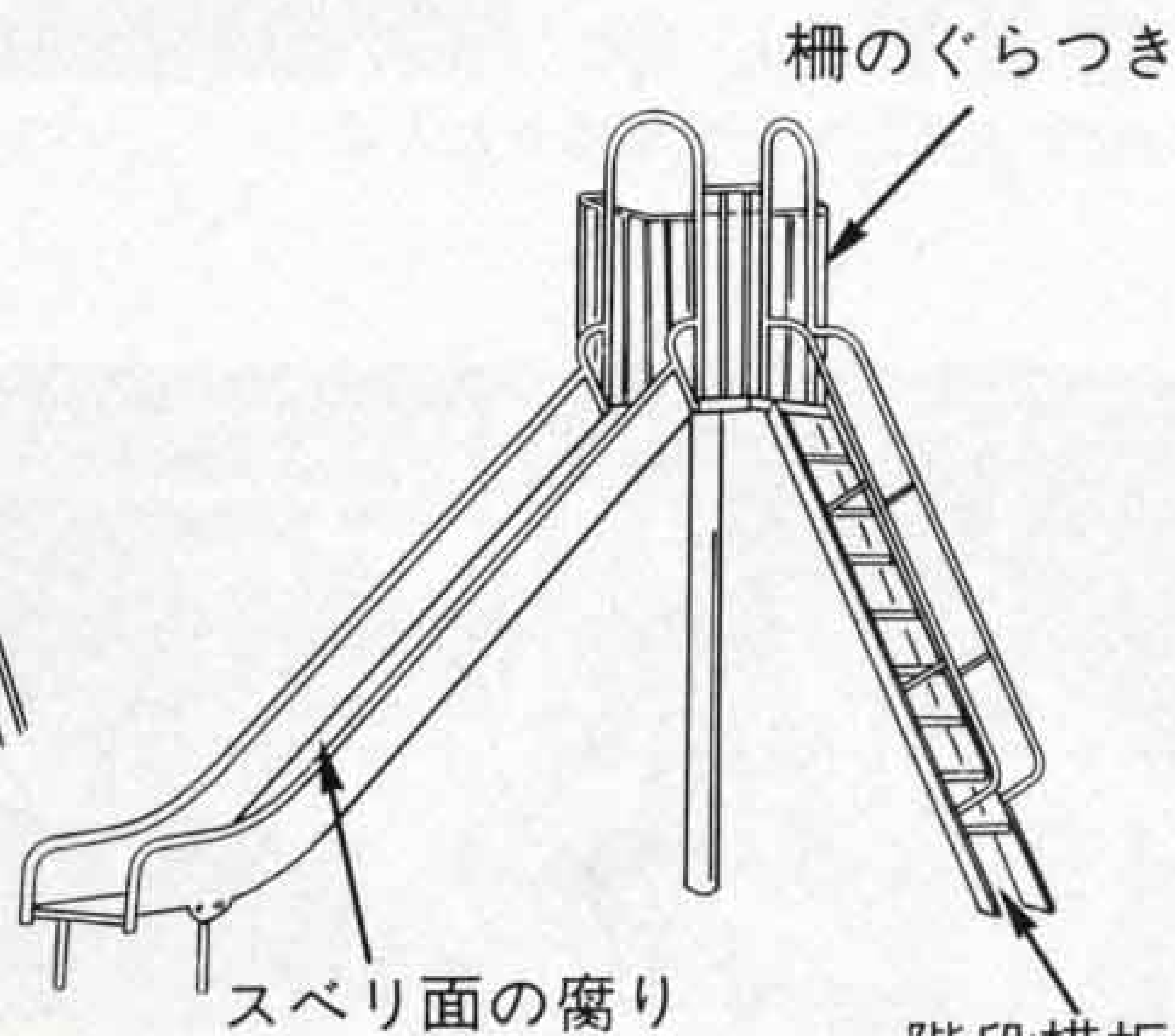


## 特に注意が必要なところ

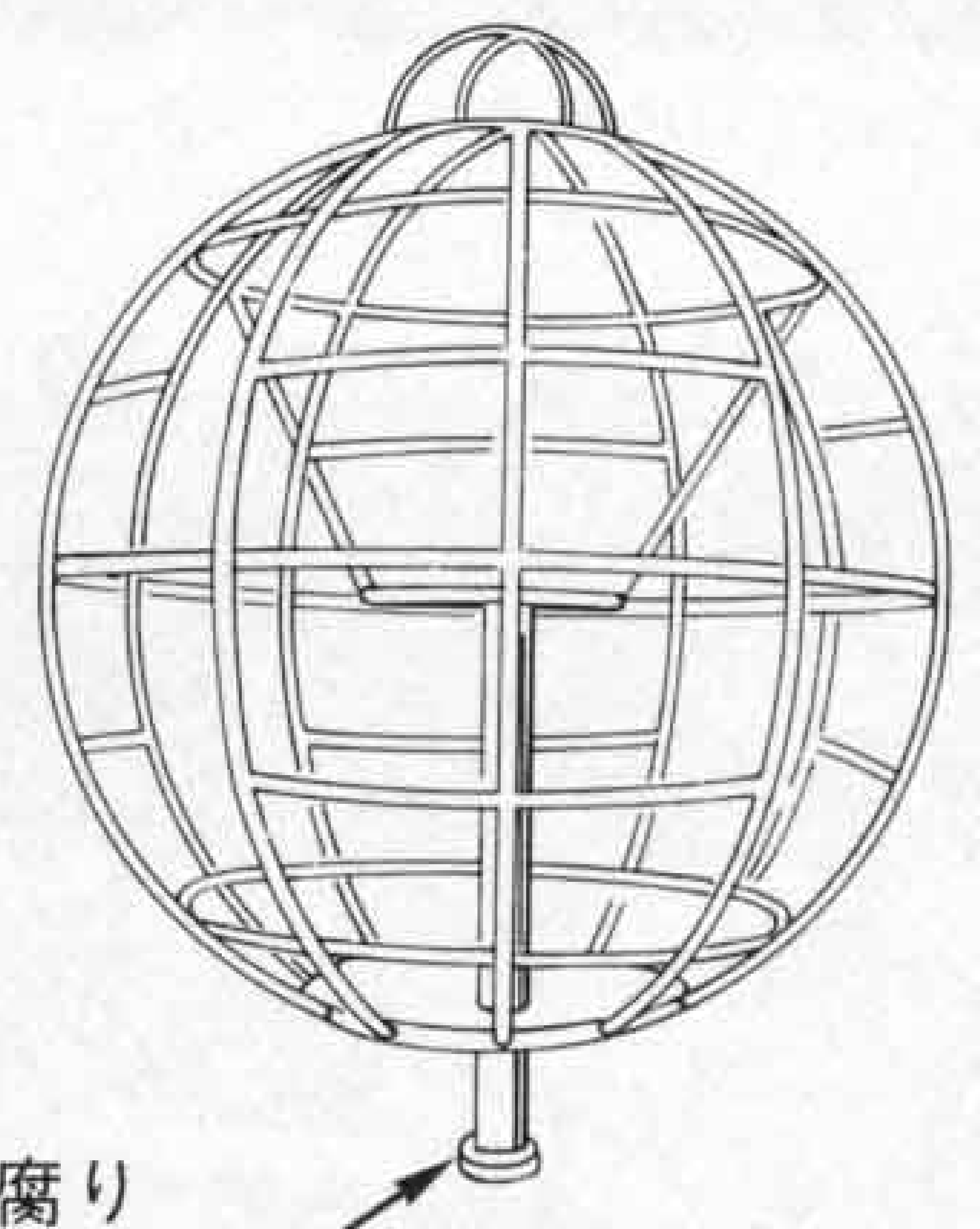
(ぶらんこ)



(スベリ台)



(1本の支柱で支えられた遊具)



※使う人も遊具にやさしく、危険のないように使ってね

問い合わせ みどりの課 内線二六六一